

目次

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 1 | 特別職報酬等審議会 | 1 |
| (1) | 特別職報酬等審議会とは | 1 |
| | 【用語説明】 | 2 |
| (2) | 特別職報酬等審議会の流れ | 2 |
| (3) | 日高市特別職報酬等審議会条例 | 3 |
| 2 | 令和4年度特別職報酬等審議会に係る答申等 | 6 |
| (1) | 令和4年度特別職報酬等審議会答申（写） | 6 |
| (2) | 令和4年度特別職報酬等審議会答申の根拠資料 | 9 |
| 3 | 特別職の報酬等及び一般職の給与等の改定状況等 | 10 |
| (1) | 特別職の報酬等の改定状況 | 10 |
| (2) | 特別職の期末手当の改定状況 | 11 |
| (3) | 特別職の減額条例による報酬等の減額 | 12 |
| (4) | 一般職の給与改定の仕組み | 13 |
| (5) | 一般職の給与改定の状況 | 14 |
| (6) | 令和7年人事院勧告「本年の給与勧告のポイント」 | 16 |
| | 埼玉県内類似団体等の特別職の報酬等 | 18 |
| (1) | 県内類似団体と比較 | 18 |
| (2) | 県内類似団体と加重平均で比較 | 18 |
| (3) | 県内類似団体（人口差15,000人以内）と比較 | 18 |
| (4) | 前回答申の根拠資料（令和4年度当時の県内類似団体）で比較 | 18 |
| (5) | 埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイア）と比較 | 18 |
| | 【用語説明】 | 19 |
| 4 | 財政状況 | 20 |
| (1) | 日高市の財政状況 | 20 |
| (2) | 県内類似団体の財政状況 | 20 |
| (3) | 埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイア）の財政状況と比較 | 20 |
| (4) | 日高市 令和5年度市町村財政比較分析表（普通会計決算） | 20 |
| 5 | その他 | 21 |
| (1) | 民間の賃上げ状況等について | 21 |
| (2) | 消費者物価指数 | 22 |

1 特別職報酬等審議会

(1) 特別職報酬等審議会とは

担当事務

市長の諮問に応じ、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について意見を述べること。

設置根拠

日高市特別職報酬等審議会条例

委員数

委員 10 人以内

必要の都度、市長が任命し、審議が終了した時に解任される。

会長

委員の互選により定める。

職務代理

会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

会議

審議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

事務局

総務部 総務課 人事厚生担当

電話 042-989-2111 (内線 2238)

【用語説明】

議員報酬… 地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬（以下「報酬」という。）を支給しなければならない旨定められ（自治法第 203 条第 1 項）、その額及び支給方法は、条例で定めることとされている（同条第 4 項）。

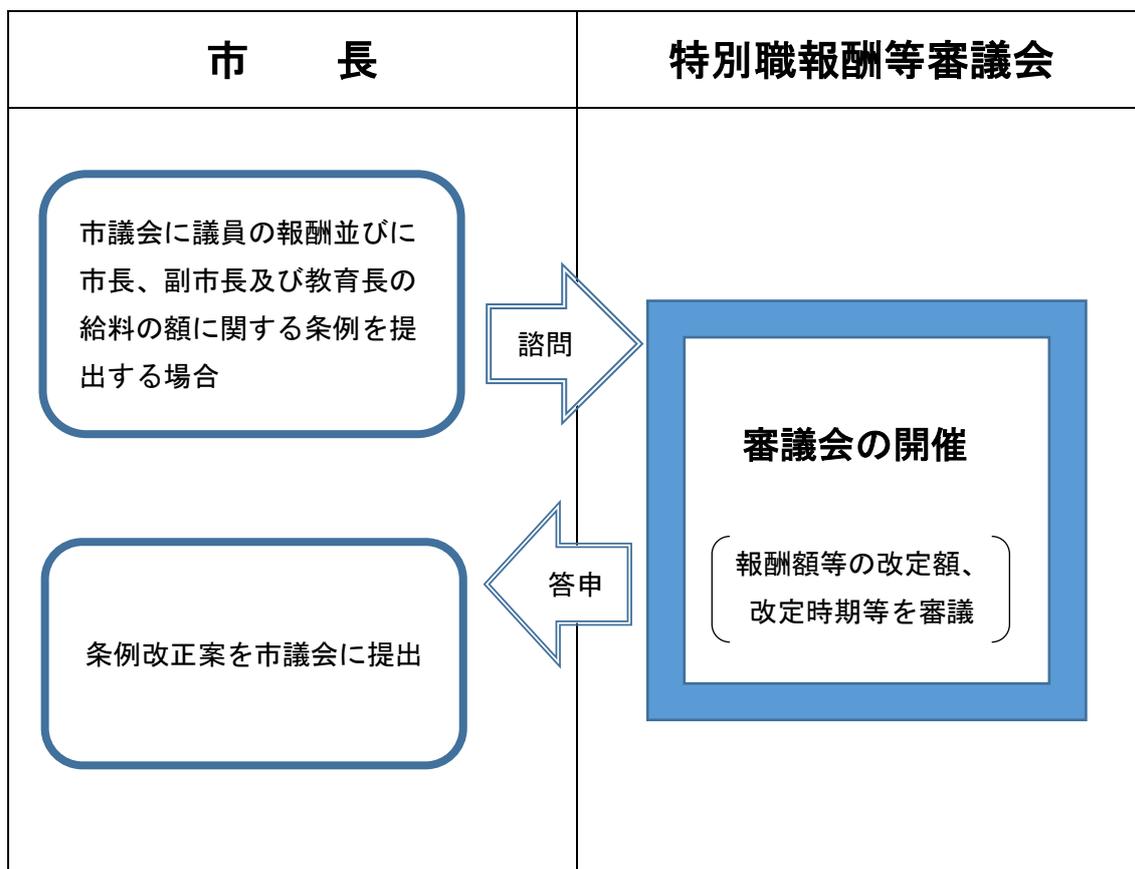
地方議会議員の「報酬」は、議会の議員が行う勤務に対する反対給付であり生活給ではない点で、常勤職員への「給料」とは区別されるとされている。

（参考：国立国会図書館 調査及び立法考査局 調査と情報—ISSUE BRIEF— No.1053）

特別職の給料等…その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものである。

（参考：特別職の報酬等について(昭和 48 年 12 月 10 日自治省行政局公務員部長通知)）

(2) 特別職報酬等審議会の流れ



(3) 日高市特別職報酬等審議会条例

昭和45年2月16日条例第5号

日高市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、日高市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、日高市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年6月22日条例第10号）

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月18日条例第18号）

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（平成3年9月25日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第8号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は公布の日から、第6条の規定は公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の改正規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

- 2 改正法附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、（中略）第2条による改正前の日高市特別職報酬等審議会条例（以下「旧報酬審条例」という。）第2条（中略）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧給与等条例第1条、旧報酬審条例第2条、旧報酬等条例別表並びに旧旅費条例第2条第1項第1号及び別表第2の規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則（平成20年9月5日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により同項の旧教育長が在職する場合であつて、当該旧教育長の給与の額に関する条例を議会に提出する場合については、改正後の日高市特別職報酬等審議会条例の規定は、適用しない。

2 令和4年度特別職報酬等審議会に係る答申等

(1) 令和4年度特別職報酬等審議会答申（写）



令和4年9月26日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄 様

日高市特別職報酬等審議会
会 長 猪 俣 利 雄



日高市特別職の報酬等の額について（答申）

令和4年9月26日付、日総発第274号で諮問のありました標記の件
について、別紙のとおり答申いたします。



答 申

<はじめに>

本審議会は令和4年9月26日、市長から日高市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬、市長、副市長及び教育長の給料の額について諮問を受けました。

本審議会は、県内類似団体等の状況や最近の社会経済情勢などに関連する諸情勢について、広範な角度から審議しました。

<論点>

・ 経済社会情勢

政府は、我が国の経済について8月の月例経済報告において「景気は、緩やかに持ち直している。」としています。また、「先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある。」と判断しています。

本市の財政状況は、地方公共団体の財政力を示す指数が平成30年度から減少傾向にあり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が令和3年度決算において改善しているが、今後、扶助費や公債費のさらなる増加が見込まれる状況の中において、高麗川駅東口の開設関連事業や高萩北部の土地区画整理事業、小中一貫教育の推進に伴う学校等の統廃合事業など、大規模事業を着実に進めていく必要があります。

・ 市議会議員の議員報酬の額

県内類似団体、日高市との人口差15,000人以内の市及び埼玉県西部地域まちづくり協議会を比較しました。

感染症拡大の影響に伴う社会経済情勢や職務及び活動内容等を総合的に考慮し、現報酬は適正な額であるため、据え置きが妥当という意見が多数出ました。

・ 市長、副市長及び教育長の給料の額

県内類似団体、日高市との人口差15,000人以内の市及び埼玉県西部地域まちづくり協議会を比較しました。

平成27年度の特別職報酬等審議会及び平成29年度の特別職報酬等審議会において引き上げの答申を出しましたが、引上げは見送られました。

感染症拡大の影響に伴う社会経済情勢や職務及び活動内容等を総合的に考慮した上で、県内類似団体を参考に給料の額について審議した結果、引き上げることが妥当



であるとの意見が多数出ました。

<結論>

1 諮問事項

議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、各々の職務や職責を勘案し、適正な議員報酬及び給料の額は次のとおりとを考えます。

| 役職名 | 改定答申額 | 現行額 | 改定額 |
|------|----------|----------|---------|
| 議長 | 429,000円 | 429,000円 | 0円 |
| 副議長 | 373,000円 | 373,000円 | 0円 |
| 委員長 | 359,000円 | 359,000円 | 0円 |
| 副委員長 | 351,000円 | 351,000円 | 0円 |
| 議員 | 349,000円 | 349,000円 | 0円 |
| 市長 | 871,000円 | 858,000円 | 13,000円 |
| 副市長 | 741,000円 | 728,000円 | 13,000円 |
| 教育長 | 692,000円 | 685,000円 | 7,000円 |

2 改定時期

令和5年4月1日からの実施が適当と考えます。

<付記事項>

特別職報酬等審議会の開催については、本市の財政状況や他市との均衡を考慮する必要があり、そして、何より市民の理解が得られるような適正な水準の報酬等を審議していくため、平成29年度の答申で付記したとおり引き続き4年に1回程度開催していくことが望ましいと考えます。

(2) 令和4年度特別職報酬等審議会答申の根拠資料

別冊資料のとおり

3 特別職の報酬等及び一般職の給与等の改定状況等

(1) 特別職の報酬等の改定状況

(単位：円)

| 区 分 | 改定後（現行） | | 改 定 前 | | 改定額 | 改定率 |
|--------------------------------|---------|-----------|---------|----------|--------|-------|
| | 月 額 | 適用年月日 | 月 額 | 適用年月日 | | |
| 市長 | 871,000 | R5. 4. 1 | 858,000 | H8. 4. 1 | 13,000 | 1.5% |
| 副市長 | 741,000 | R5. 4. 1 | 728,000 | H8. 4. 1 | 13,000 | 1.8% |
| 教育長 | 692,000 | R5. 4. 1 | 685,000 | H8. 4. 1 | 7,000 | 1.0% |
| 議長 | 429,000 | H28. 4. 1 | 420,000 | H8. 4. 1 | 9,000 | 2.1% |
| 副議長 | 373,000 | H28. 4. 1 | 351,000 | H8. 4. 1 | 22,000 | 6.3% |
| 常任委員会委員長 及び議会運営委員 会委員長 | 359,000 | H28. 4. 1 | 333,000 | H8. 4. 1 | 26,000 | 7.8% |
| 常任委員会副委員 長及び議会運営委 員会副委員長 | 351,000 | H28. 4. 1 | 325,000 | H8. 4. 1 | 26,000 | 8.0% |
| 議員 | 349,000 | H28. 4. 1 | 317,000 | H8. 4. 1 | 32,000 | 10.1% |

※1 改訂額の算出方法：改定後－改訂前＝改定額

※2 改訂率の算出方法：(改訂後－改訂前)÷改訂前＝改定率

(2) 特別職の期末手当の改定状況

| | 市長・副市長等 | | 議員 | |
|--------|---------|--------|------|--------|
| | 支給率 | 改定月数 | 支給率 | 改定月数 |
| 平成17年度 | 4.35 | → | 4.40 | → |
| 平成18年度 | 4.35 | → | 4.40 | → |
| 平成19年度 | 4.40 | 0.05 | 4.45 | 0.05 |
| 平成20年度 | 4.40 | → | 4.45 | → |
| 平成21年度 | 4.05 | △ 0.35 | 4.10 | △ 0.35 |
| 平成22年度 | 3.85 | △ 0.20 | 3.90 | △ 0.20 |
| 平成23年度 | 3.85 | → | 3.90 | → |
| 平成24年度 | 3.85 | → | 3.90 | → |
| 平成25年度 | 3.85 | → | 3.90 | → |
| 平成26年度 | 4.00 | 0.15 | 4.05 | 0.15 |
| 平成27年度 | 4.20 | 0.20 | 4.20 | 0.15 |
| 平成28年度 | 4.30 | 0.10 | 4.30 | 0.10 |
| 平成29年度 | 4.40 | 0.10 | 4.40 | 0.10 |
| 平成30年度 | 4.45 | 0.05 | 4.45 | 0.05 |
| 令和元年度 | 4.50 | 0.05 | 4.50 | 0.05 |
| 令和2年度 | 4.45 | △ 0.05 | 4.45 | △ 0.05 |
| 令和3年度 | 4.30 | △ 0.15 | 4.30 | △ 0.15 |
| 令和4年度 | 4.40 | 0.10 | 4.40 | 0.10 |
| 令和5年度 | 4.50 | 0.10 | 4.50 | 0.10 |
| 令和6年度 | 4.60 | 0.10 | 4.60 | 0.10 |

(3) 特別職の減額条例による報酬等の減額

| 減額の期間 | | 給料月額に対する減額率 | | |
|---------|---------|-------------|---------|---------|
| 自 | 至 | 市長 | 副市長(助役) | 教育長・収入役 |
| 平成17年4月 | 平成19年3月 | 15% | 10% | 7% |
| 平成19年4月 | 平成21年3月 | 10% | 7% | 5% |
| 平成21年4月 | 平成22年3月 | 10% | 7% | 5% |
| 平成22年4月 | 平成23年3月 | 10% | 7% | 5% |
| 平成23年4月 | 平成24年3月 | 10% | 7% | 5% |
| 平成24年7月 | 平成25年3月 | 50% | — | — |
| 平成25年7月 | 平成26年3月 | 10% | 7% | 5% |
| 平成26年4月 | 平成26年5月 | 10% | 10% | — |

※助役・収入役は、平成19年3月末に廃止。

【参考】一般職の減額

| 減額の期間 | | 給料月額に対する減額率 | | |
|----------|---------|-------------|---------------------------|-----------------------------|
| 自 | 至 | 部長級 課長級 | 主幹級 主査級 主任級 技能3級 | 主事級 主事補級 技能2級 技能1級 |
| 平成25年10月 | 平成26年3月 | 4.5% | 4% | 3.5% |

(4) 一般職の給与改定の仕組み

日高市職員の給与は、民間給与との均衡が図られるように措置されています。

その理由は、

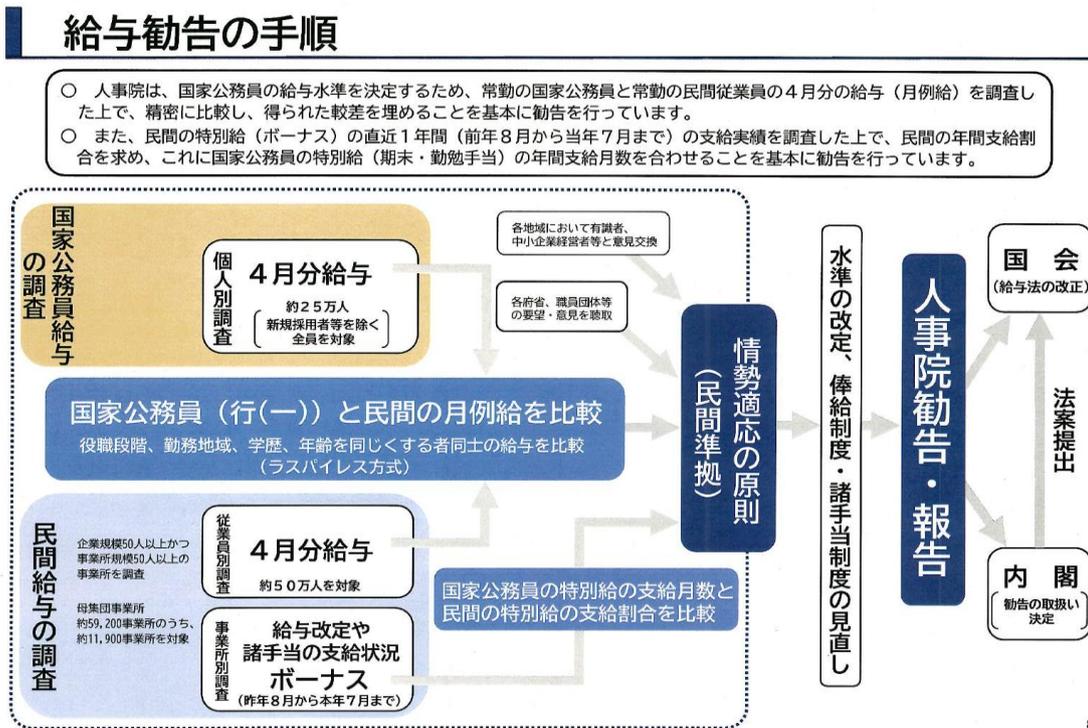
- ・市場原理による給与決定が困難であること
- ・職員も労働者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要であること
- ・市民の税金によって賄われていること

などによります。

そのため、日高市では、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を基に一般職の給与水準を決定しています。国と県の勧告内容が相違する場合は、より地域の情勢を反映している埼玉県人事委員会勧告に準拠しています。

人事委員会を置いてない市及び町村については、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等を参考に適切な改定を行うこと。(平成21年8月25日付、総行給第93号、総務事務次官通知「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」)

【参考】人事院勧告の手順



(出典：人事院（令和7年8月）給与勧告の仕組み)

(5) 一般職の給与改定の状況

<日高市>

| | 給与月額 | 改定率 | 期末・勤勉手当 年間支給月数 | 較差月数 |
|-----------|----------|---------|-------------------|----------|
| 平成 22 年度 | △485 円 | △ 0.16% | 3.95 月 | △ 0.2 月 |
| 平成 23 年度※ | 据置き | | 据置き | |
| 平成 24 年度 | 据置き | | 据置き | |
| 平成 25 年度 | 据置き | | 据置き | |
| 平成 26 年度 | 790 円 | 0.28% | 4.10 月 | 0.15 月 |
| 平成 27 年度 | 779 円 | 0.40% | 4.20 月 | 0.10 月 |
| 平成 28 年度 | 500 円 | 0.20% | 4.30 月 | 0.10 月 |
| 平成 29 年度 | 512 円 | 0.18% | 4.40 月 | 0.10 月 |
| 平成 30 年度 | 601 円 | 0.19% | 4.45 月 | 0.05 月 |
| 令和元年度 | 399 円 | 0.10% | 4.50 月 | 0.05 月 |
| 令和 2 年度 | 据置き | | 4.45 月 | △ 0.05 月 |
| 令和 3 年度 | 据置き | | 4.30 月 | △ 0.15 月 |
| 令和 4 年度 | 765 円 | 0.25% | 4.40 月 | 0.10 月 |
| 令和 5 年度 | 3,250 円 | 1.05% | 4.50 月 | 0.10 月 |
| 令和 6 年度 | 10,432 円 | 3.39% | 4.60 月 | 0.10 月 |
| 令和 7 年度 | 未定 | 未定 | 4.65 月 (仮) | 0.05 月 |

※平成 23 年度は、国と県の内容が相違したために県準拠とした。

<国>

| | 給与月額 | 改定率 | 期末・勤勉手当 年間支給月数 | 較差月数 |
|----------|----------|---------|-------------------|----------|
| 平成 22 年度 | △ 757 円 | △ 0.19% | 3.95 月 | △ 0.02 月 |
| 平成 23 年度 | △ 899 円 | △ 0.23% | 据置き | |
| 平成 24 年度 | 据置き | | 据置き | |
| 平成 25 年度 | 据置き | | 据置き | |
| 平成 26 年度 | 1,090 円 | 0.27% | 4.10 月 | 0.15 月 |
| 平成 27 年度 | 1,469 円 | 0.36% | 4.20 月 | 0.10 月 |
| 平成 28 年度 | 708 円 | 0.17% | 4.30 月 | 0.10 月 |
| 平成 29 年度 | 631 円 | 0.15% | 4.40 月 | 0.10 月 |
| 平成 30 年度 | 655 円 | 0.16% | 4.45 月 | 0.05 月 |
| 令和元年度 | 387 円 | 0.09% | 4.50 月 | 0.05 月 |
| 令和 2 年度 | 据置き | | 4.45 月 | △ 0.05 月 |
| 令和 3 年度 | 据置き | | 4.30 月 | △ 0.15 月 |
| 令和 4 年度 | 921 円 | 0.23% | 4.40 月 | 0.10 月 |
| 令和 5 年度 | 3,869 円 | 0.96% | 4.50 月 | 0.10 月 |
| 令和 6 年度 | 11,183 円 | 2.76% | 4.60 月 | 0.10 月 |
| 令和 7 年度 | 15,014 円 | 3.62% | 4.65 月（仮） | 0.05 月 |

令和 7 年 4 月 1 日時点の平均給与及び平均年齢の比較

| | 平均給与 | 平均年齢 |
|-----|-----------|--------|
| 国 | 414,480 円 | 41.9 歳 |
| 日高市 | 377,696 円 | 43.3 歳 |

(6) 令和7年人事院勧告「本年の給与勧告のポイント」

本年の給与勧告のポイント①

月例給 民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(*) 15,014円 (3.62%) を解消するため次のとおり改定

*いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月取で約5.1%の給与改善

- **俸給**
 - ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
 - 【総合職(大卒)】 242,000円 (+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円 (+5.5%、+12,000円)
 - 【一般職(高卒)】 200,300円 (+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)
 - ▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%
- **本府省業務調整手当**
 - ▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
 - ▶ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- **特勤勤務手当等**
 - ▶ 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳：俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特勤勤務手当等 72円 はね返し分(*) 1,399円 *俸給の改定により請手当の額が増減する分

ボーナス 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

- ▶ 民間の支給割合 4.65月
- ▶ 公務の平均支給月数 現行 4.60月 (一般の職員の場合の支給月数)

| | | 6月期 | 12月期 |
|-------|---------|--------------|------------------|
| 令和7年度 | 期末手当 | 1.25月 (支給済み) | 1.275月 (現行1.25月) |
| | 勤勉手当 | 1.05月 (支給済み) | 1.075月 (現行1.05月) |
| 8年度 | 期末手当 | 1.2625月 | 1.2625月 |
| | 以降 勤勉手当 | 1.0625月 | 1.0625月 |

▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ
年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)

▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

本年の給与勧告のポイント②

官民給与の比較方法の見直し

【考え方】

- 官民給与の比較は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、適切な比較対象とすることが必要
- 行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適当
- 採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要

【見直し内容】

- 官民給与の比較対象を【企業規模100人以上】とする
- 較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、東京23区本店の【企業規模1,000人以上】と対応させる

現行

企業規模50人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
500人以上の本店事業所
の従業員と対応

見直し後

企業規模100人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
1,000人以上の本店事業所
の従業員と対応

本年の給与勧告のポイント③

①本府省業務調整手当の見直し 《令和7年4月実施》

▶ 本府省業務の特殊性・困難性の一層の高まりを踏まえ、本府省業務調整手当を次のとおり見直し

- ・支給対象に本府省の幹部・管理職員を追加し、51,800円を支給
- ・本府省の課長補佐級以下の職員の手当額を引上げ
〔引上げ額〕・課長補佐級 10,000円
・係長級以下 2,000円

【本府省業務調整手当の手当額】
(指定職俸給表及び行政職俸給表(一)の場合)

| | 職務の級 | 手当額 (円) | |
|----------------------|--------------|---------|--------|
| | | 現行 | 見直し後 |
| 幹部・ 管理職員 | 指定職 | — | 51,800 |
| | 行(一) 7級以上 | — | 51,800 |
| 幹部・ 管理職員 以外の職員 | 行(一) 7級以上 | 41,800 | 51,800 |
| | 行(一)6級 | 39,200 | 49,200 |
| | 行(一)5級 | 37,400 | 47,400 |
| | 行(一)4級 | 22,100 | 24,100 |
| | 行(一)3級 | 17,500 | 19,500 |
| | 行(一)2級 | 8,800 | 10,800 |
| | 行(一)1級 | 7,200 | 9,200 |

②在級期間表の廃止 《令和8年4月実施》

- ▶ 職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、在級期間に係る制度を廃止
※ 在級期間 … 職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求めるもの
- ▶ 関連する初任給制度等の諸制度も見直し

③転勤する職員に対する給与上の措置 (特勤勤務手当等の見直し)

《(1)、(2)及び②は令和7年4月実施、①は令和8年4月実施》

▶ 勤務地を異にする異勤の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要

▶ この一環として、著しく不便な地に所在する特勤官署等に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等を次のとおり見直し

(1) 特勤勤務手当等と他の手当との減額調整の廃止

- ・特勤勤務手当と地域手当との減額調整の廃止
- ・特勤勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との減額調整の廃止

(2) 特勤勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大

- ・特勤官署等への採用に伴い転居した職員に手当を新たに支給

※ そのほか、①特勤官署等の指定の見直し、②特勤勤務手当等の額の算定基礎の見直し等を実施

▶ その他の勤務地を異にする異勤に係る手当については、令和8年度に制度上の措置を講じられるよう調査・検討

本年の給与勧告のポイント④

その他

通勤手当 《①(1)及び(3)は令和8年4月実施、①(2)は令和7年4月実施、②は令和8年10月実施》

① 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し

- (1) 「100km以上」を上限とする新たな距離区分(5km刻み)を新設(上限66,400円) (現行は「60km以上」)
- (2) 現行の距離区分についても、200円から7,100円までの幅で引上げ
- (3) 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

② 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置 《令和8年4月実施》

▶ 人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

宿日直手当 《令和7年4月実施》

▶ 宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定(普通・特別宿日直: +300円 医師当直: +1,500円)

地域手当 《令和8年4月実施》

▶ 給与制度のアップデート(令和7年4月~)で段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、令和8年度の支給割合を設定

期末・勤労手当における在職期間等の取扱い 《令和8年4月実施》

- ▶ 官民間の人事交流を活性化させるため、官民人事交流法に基づく交流採用職員が民間企業で勤務した期間を在職期間等に通算
- ▶ 研究休職の活用を促進するため、法人の種類にかかわらず、職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を在職期間等に通算

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当について、本年の俸給表の改定状況を踏まえ、所要の改定

(出典: 人事院ホームページ)

埼玉県内類似団体等の特別職の報酬等

(1) 県内類似団体と比較

別冊資料のとおり

(2) 県内類似団体と加重平均で比較

別冊資料のとおり

(3) 県内類似団体（人口差 15,000 人以内）と比較

別冊資料のとおり

(4) 前回答申の根拠資料（令和 4 年度当時の県内類似団体）で比較

別冊資料のとおり

(5) 埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイア）と比較

別冊資料のとおり

【用語説明】

類似団体…市町村の様態を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分類したものである。

(一般市)

| 産業構造 | | Ⅱ次,Ⅲ次90%以上 | | Ⅱ次,Ⅲ次90%未満 | |
|------|-------------------------|------------|---------|------------|---------|
| | | Ⅲ次65%以上 | Ⅲ次65%未満 | Ⅲ次55%以上 | Ⅲ次55%未満 |
| 人口 | 0以上～ 50,000未満 | I-3 | I-2 | I-1 | I-0 |
| | 50,000以上～ 100,000未満 | II-3 | II-2 | II-1 | II-0 |
| | 100,000以上～ 150,000未満 | III-3 | III-2 | III-1 | III-0 |
| | 150,000以上～ | IV-3 | IV-2 | IV-1 | IV-0 |

日高市：Ⅱ-3

市区町村別人口1万人当たり職員数一覧(単純値)(令和6年4月1日時点)(埼玉県)

| 団体名 | 類型 | 団体名 | 類型 | 団体名 | 類型 |
|-------|---------|-------|---------|-------|----------|
| さいたま市 | 指定都市 | 入間市 | 市 III-3 | 毛呂山町 | 町村 V-2 |
| 川越市 | 中核市 | 朝霞市 | 市 III-3 | 越生町 | 町村 III-2 |
| 熊谷市 | 施行時特例市 | 志木市 | 市 II-3 | 滑川町 | 町村 IV-2 |
| 川口市 | 中核市 | 和光市 | 市 II-3 | 嵐山町 | 町村 IV-2 |
| 行田市 | 市 II-2 | 新座市 | 市 IV-3 | 小川町 | 町村 V-2 |
| 秩父市 | 市 II-2 | 桶川市 | 市 II-3 | 川島町 | 町村 IV-2 |
| 所沢市 | 施行時特例市 | 久喜市 | 市 IV-3 | 吉見町 | 町村 IV-2 |
| 飯能市 | 市 II-3 | 北本市 | 市 II-3 | 鳩山町 | 町村 III-2 |
| 加須市 | 市 III-2 | 八潮市 | 市 II-3 | ときがわ町 | 町村 III-1 |
| 本庄市 | 市 II-2 | 富士見市 | 市 III-3 | 横瀬町 | 町村 II-2 |
| 東松山市 | 市 II-3 | 三郷市 | 市 III-3 | 皆野町 | 町村 II-2 |
| 春日部市 | 施行時特例市 | 蓮田市 | 市 II-3 | 長瀬町 | 町村 II-2 |
| 狭山市 | 市 III-3 | 坂戸市 | 市 II-3 | 小鹿野町 | 町村 III-1 |
| 羽生市 | 市 II-2 | 幸手市 | 市 I-3 | 東秩父村 | 町村 I-1 |
| 鴻巣市 | 市 III-3 | 鶴ヶ島市 | 市 II-3 | 美里町 | 町村 III-1 |
| 深谷市 | 市 III-1 | 日高市 | 市 II-3 | 神川町 | 町村 III-1 |
| 上尾市 | 市 IV-3 | 吉川市 | 市 II-3 | 上里町 | 町村 V-1 |
| 草加市 | 施行時特例市 | ふじみ野市 | 市 III-3 | 寄居町 | 町村 V-2 |
| 越谷市 | 中核市 | 白岡市 | 市 II-3 | 宮代町 | 町村 V-2 |
| 蕨市 | 市 II-3 | 伊奈町 | 町村 V-2 | 杉戸町 | 町村 V-2 |
| 戸田市 | 市 III-3 | 三芳町 | 町村 V-2 | 松伏町 | 町村 V-2 |

(出典：総務省ホームページ)

4 財政状況

(1) 日高市の財政状況

別冊資料のとおり

(2) 県内類似団体の財政状況

別冊資料のとおり

(3) 埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイア）の財政状況と比較

別冊資料のとおり

(4) 日高市 令和5年度市町村財政比較分析表（普通会計決算）

別冊資料のとおり

5 その他

(1) 民間の賃上げ状況等について



Press Release

報道関係者 各位

令和7年8月1日

【照会先】

政策統括官付 労使関係担当参事官室

参事官 大塚 弘満

室長補佐 中野 康司

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7766)

(直通電話) 03(3502)6735

令和7年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します

～賃上げ額(18,629円)、賃上げ率(5.52%)はいずれも昨年を上回った～

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を毎年、集計しています。

このたび、令和7年の集計結果を以下のとおりまとめましたので、お知らせします。

【集計対象】

妥結額(妥結上明らかにされた額)などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業390社。

【集計概要】

平均妥結額は18,629円で、前年(17,415円)に比べ1,214円の増。

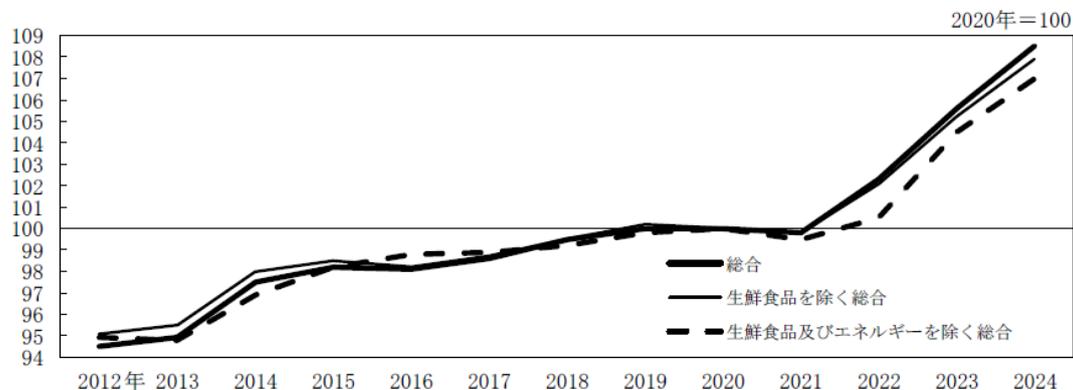
また、現行ベース(交渉前の平均賃金)に対する賃上げ率は5.52%で、前年(5.33%)に比べ0.19ポイントの増。

賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を上回った。

(第1表・第2表)

(2) 消費者物価指数

消費者物価指数の推移



総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合の指数及び前年比

| | | 2020年=100 | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
| 総合 | 指数 | 94.5 | 94.9 | 97.5 | 98.2 | 98.1 | 98.6 | 99.5 | 100.0 | 100.0 | 99.8 | 102.3 | 105.6 | 108.5 |
| | 前年比 (%) | 0.0 | 0.4 | 2.7 | 0.8 | -0.1 | 0.5 | 1.0 | 0.5 | 0.0 | -0.2 | 2.5 | 3.2 | 2.7 |
| 生鮮食品を除く総合 | 指数 | 95.1 | 95.5 | 98.0 | 98.5 | 98.2 | 98.7 | 99.5 | 100.2 | 100.0 | 99.8 | 102.1 | 105.2 | 107.9 |
| | 前年比 (%) | -0.1 | 0.4 | 2.6 | 0.5 | -0.3 | 0.5 | 0.9 | 0.6 | -0.2 | -0.2 | 2.3 | 3.1 | 2.5 |
| 生鮮食品及びエネルギーを除く総合 | 指数 | 94.9 | 94.8 | 96.9 | 98.2 | 98.8 | 98.9 | 99.2 | 99.8 | 100.0 | 99.5 | 100.5 | 104.5 | 107.0 |
| | 前年比 (%) | -0.4 | -0.2 | 2.2 | 1.4 | 0.6 | 0.1 | 0.4 | 0.6 | 0.2 | -0.5 | 1.1 | 4.0 | 2.4 |

注) 前年比は各基準年の公表値による(以下同じ。)

(出典：2024年(令和6年)平均消費者物価指数の動向)